

事業の概況

2014年度事業の概況

第5期中期計画（2014～2016年度）の初年度に当たる2014年度は、事業計画に事業戦略の基本として「ガバナンスを重視した経営管理」と「価値づくり」活動による金庫改革を据えるとともに、収益基盤の確立、連帯と協働の深化、人財の育成、内部管理態勢の強化等を掲げ、取り組みを進めてまいりました。

「価値づくり」活動では、役職員の意識改革、商品・サービスの見直しの検討を進めるとともに、「お客様満足度」を高めることによる、店舗イメージの向上や来店客数の増加に取り組みました。

また、収益基盤の確立については、会員・推進機構と協働して、預金の予約募集による一時金の結集や積立型預金の利用拡大に取り組むとともに、退職前セミナーや年金相談会等を積極的に開催するなど生涯取引の推進に努めました。その結果、預金増加計画90億円を達成することができました。一方、融資の利用拡大では、これまでの長期で安心して利用できる住宅ローンの推進はもとより、住宅ローン金利の引き下げや、融資期間の延長、融資枠の拡大等の商品内容の改善を行いました。しかし、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動による消費の低迷等から、融資新規実行額目標の達成には至りませんでした。なお、無担保ローンにおいては、自動車ローン、教育ローンは目標額を大幅に上回る結果となりました。

連帯と協働については、各労働者福祉事業団体等をはじめ、会員・推進機構、退職者組織等とともに、「ろうきん運動」の継承と発展に努めました。

人財の育成については、アール・ワンシステムの定着化や専門知識の向上を目的とした研修を開催するとともに、新入職員研修や若年層職員への教育の充実を図ってきました。

インフラ整備では、店舗整備5ヵ年計画に基づいて、大聖寺支店の新築移転準備やその他の店舗の修繕を行い、お客様に利用していただきやすい店舗づくりを進めました。

会員及び出資金

団体会員は2013年度より22会員減少し、1,975会員となりました。（間接構成員数360,353人）
出資金は2013年度より増減はなく、40億58百万円となりました。

預金

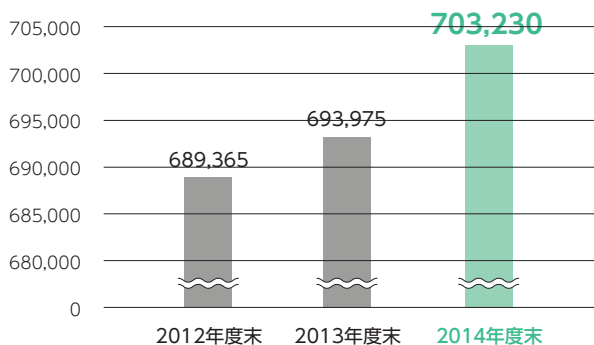
預金は年間92億55百万円増加し（増加率1.33%）、期末残高は7,032億30百万円となり、期末目標残高を2億55百万円上回る結果となりました（期末目標残高7,029億75百万円、残高目標達成率100.03%）。このうち、個人預金は91億84百万円増加し、団体預金は70百万円増加しました。

貸出金

貸出金は年間84億10百万円減少し（増加率△2.05%）、期末残高は4,011億70百万円となり、期末目標残高を94億33百万円下回る結果となりました（期末目標残高4,106億4百万円、残高目標達成率97.70%）。このうち、個人貸付は79億78百万円減少し、団体貸付は4億32百万円減少しました。

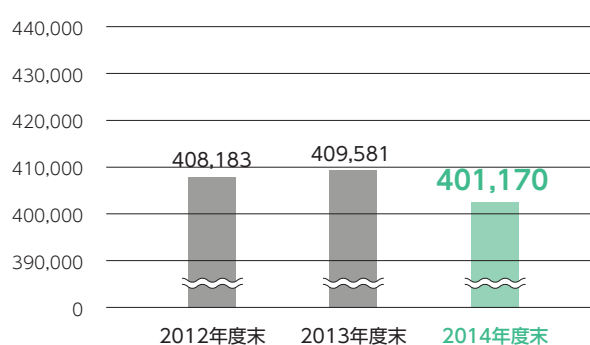
預金残高の推移（譲渡性預金を含む）

（単位：百万円）



貸出金残高の推移

（単位：百万円）



収支状況

経常収益は115億54百万円となり、前年度比2億49百万円の減収となりました。

貸出金利息は、融資残高の減少と貸出金利回りの低下から前年度比3億52百万円減少、預け金利息は市場金利が低下した影響等で前年度比1億99百万円減少しました。一方、有価証券利息配当金は国債や外国債券の残高が増加したことから、前年度比52百万円増加しました。

その他業務収益は国債等債券売却益が前年度比40百万円減少したことなどから、前年度比28百万円減少しました。

また、その他経常収益は株式等売却益が前年度比2億13百万円増加したことにより、前年度比1億93百万円増加しました。

一方、経常費用は101億8百万円となり、前年度比5億34百万円減少しました。

IT投資負担が軽減したことなどから、物件費が前年度比3億45百万円減少し、人件費は2億2百万円減少しました。

以上により、経常利益は14億45百万円（前年度比2億84百万円増）、特別損益を加味した税引前当期純利益は13億97百万円（前年度比1億19百万円増）、税引後の当期純利益は9億64百万円（前年度比59百万円増）となりました。



主要な経営指標

主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
経常収益	11,554	11,804	12,123	12,632	13,267
経常利益	1,445	1,161	1,635	1,982	2,146
当期純利益	964	905	1,102	1,183	1,361
業務純益	1,016	923	1,941	1,975	2,330
純資産額	37,459	35,710	34,780	32,565	31,072
総資産額	746,391	735,697	730,957	719,251	714,278
預金積金残高(譲渡性預金除く)	702,900	693,645	689,035	679,241	673,766
貸出金残高	401,170	409,581	408,183	418,936	423,309
有価証券残高	60,350	50,960	47,901	49,300	49,446
出資総額	4,058	4,058	4,058	4,058	4,058
出資総口数(口)	4,058,230	4,058,230	4,058,230	4,058,230	4,058,230
出資に対する配当金	162	161	161	161	161
職員数(人)	468	472	483	489	482
単体自己資本比率	10.62%	10.42%	10.22%	9.86%	9.65%

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されています。このため、2012年度(平成24年度)以前については旧告示に基づく結果を、2013年度(平成25年度)以降においては、新告示に基づく結果の開示を行っております(以下同じ)。また、当金庫は国内基準を採用しております。

3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「一般貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。

4. 労働金庫法施行規則別紙様式の改正により、2011年度から損益計算書の表示方法が変更されておりますが、2010年度の計数の引き直しは行っておりません。

■ 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2014年度	2013年度
業務粗利益	9,391	9,782
業務粗利益率	1.29%	1.36%
資金運用収支	9,943	10,294
役務取引等収支	△ 781	△ 755
その他業務収支	228	243
資金運用勘定平均残高	723,866	716,429
資金運用収益	10,273	10,673
資金運用収益増減(△)額	△ 400	△ 449
資金運用利回り	1.41%	1.48%
資金調達勘定平均残高	704,720	698,322
資金調達費用	329	378
資金調達費用増減(△)額	△ 48	△ 109
資金調達利回り	0.04%	0.05%
資金調達原価率	1.23%	1.32%
総資金利率	0.18%	0.16%
総資産経常利益率	0.19%	0.15%
総資産当期純利益率	0.12%	0.12%
総資産業務純益率	0.13%	0.12%
純資産経常利益率	3.87%	3.26%
純資産当期純利益率	2.58%	2.54%
純資産業務純益率	2.72%	2.59%

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 利益率・純益率

$$\begin{aligned} & \text{総資産(純)利益率(又は純益率)} \\ & = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{純資産(純)利益率(又は純益率)} \\ & = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100 \end{aligned}$$

■ 出資配当等

(単位:千円)

項目	2014年度	2013年度
	(総会承認日 2015年6月25日)	(総会承認日 2014年6月24日)
出資配当 (配当率)	162,086 (年4%の割合)	161,953 (年4%の割合)
利用配当	—	—
配当負担率	10.34%	10.34%

(注)
$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$



自己資本の充実の状況

■ 単体自己資本比率（国内基準）

2014年度末	2013年度末
10.62%	10.42%

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されています。また、当金庫は国内基準を採用しています。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる自己資本比率が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる比率が適用されます。2013年度末から適用している算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額（注1） - コア資本に係る調整項目の額（注2））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3） + オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5 \text{（注4）}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は「標準的手法」（注）を採用しています。

(注) 標準的手法 …… 細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は「基礎的手法」（注）を採用しています。

(注) 基礎的手法 …… 粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は10.62%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。



1 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2014年度末		2013年度末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	34,251		33,448	
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,058		4,058	
うち、利益剰余金の額	30,355		29,552	
うち、外部流出予定額(△)	△162		△161	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	180		200	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	180		200	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	190		211	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	34,621		33,860	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8	32	—	48
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8	32	—	48
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	12	—	34	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	5
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20		34	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	34,600		33,826	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	307,450		305,491	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,960		△3,594	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	32		48	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		5	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,462		△4,117	
うち、上記以外に該当するものの額	469		469	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,297		18,917	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	325,747		324,408	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.62%		10.42%	

自己資本調達手段の概要

2014年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：北陸労働金庫
	② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：40億58百万円

用語の解説

●「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたパーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋(△)調整・控除項目で構成されます。

●「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目を「コア資本に係る基礎項目」として定めています。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資及び一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

●「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

●「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となる場合があります。この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

●「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されています。
「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。
「その他の資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

●「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。
「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。
「その他利益剰余金」は、「特別積立金」と「剰余金」で構成されています。
「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金及び目的を定めない「特別積立金」の合計額です。
(1) 金利変動準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

(5) 社会福祉施設創設積立金

(6) 福祉事業対策積立金

(7) 店舗整備積立金

(8) 周年記念行事積立金

「剰余金」は、当期純利益と前期繰越金を合計したもので剰余金処分案に基づき、特別積立金、繰越金及び出資配当金とするものです。

●「外部流出予定額(△)」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

●「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、例えば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

●「一般貸倒引当金」とは

一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

●「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。
自己資本に算入できない取り扱いとなっていますが経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスクアセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。
当金庫ではこの経過措置を適用しております。

●「コア資本に係る調整項目」とは

損失吸収力の乏しい資産や意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額など金融システム全体のリスクを高める資産について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます（ただし、経過措置が設けられています）。

●「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものをリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。
「モーゲージ・サービシング・ライツ」は、住宅ローンを証券化した場合に計上する将来の回収代手手数料のことで、当金庫では該当がありません。

●「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用及び売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

●「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

●「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。
ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものをリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。
当金庫ではこの経過措置を適用しております。

●「自己資本の額((イ)-(ロ))とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。



2 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	2014年度		2013年度	
	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)
信用リスク (A)	307,450	12,298	305,491	12,219
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※	298,301	11,932	297,977	11,919
ソブリン向け(注3)	0	0	0	0
金融機関向け	52,641	2,105	49,944	1,997
事業法人等向け	624	24	1,063	42
中小企業等・個人向け	159,252	6,370	154,209	6,168
抵当権付住宅ローン	62,703	2,508	67,815	2,712
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
延滞債権(注4)	1,413	56	1,473	58
その他(注5)	21,666	866	23,470	938
証券化エクスポージャー(うち再証券化)	11,018 (-)	440 (-)	11,018 (-)	440 (-)
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	501	20	522	20
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,462	△98	△4,117	△164
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注6)	90	3	90	3
中央清算機関関連エクスポージャー(注7)	0	0	0	0
オペレーショナル・リスク(注8) (B)	18,297	731	18,917	756
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) (C)	325,747	13,029	324,408	12,976

※「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことで、

(注) 1. リスク・アセットとは、資産にその種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のこと、当金庫では、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。コミットメントや金利関連取引などは、貸借対照表に計上されていませんが、信用リスクを伴うため上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、債務保証見返はオフ・バランス取引として取り扱うこととなっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関するものです。

2. 所要自己資本 = リスク・アセット × 4%

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

4. 「延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

5. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、取立未済手形、出資金、オフ・バランス取引等です。

6. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。

7. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことです。

8. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

$$\text{基礎的手法の算定方法} \quad \text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●現在の自己資本の充実状況について

2014年度末の当金庫の自己資本比率は10.62%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。新告示によるパーゼルⅢ基準では、自己資本は引き続き損失の吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、当金庫の自己資本は、質・量ともに充実していると評価しております。当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、各種リスクを定期的に計測して、これらのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることを確認しています。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、3カ年の中期計画及び単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

3 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

地域別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付けとする資産 (ファンド等)		その他の 資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末
国内	741,881	733,884	401,557	410,053	53,116	45,192	-	-	1,858	2,914	285,348	275,724	1,320	1,345
国外	1,521	300	-	-	1,514	300	-	-	-	-	7	0	-	-
合計	743,403	734,185	401,557	410,053	54,631	45,492	-	-	1,858	2,914	285,356	275,725	1,320	1,345

業種別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付けとする資産 (ファンド等)		その他の 資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2013 年度末
製造業	-	602	-	-	-	600	-	-	-	-	-	2	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、 郵便業	5	5	0	0	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-
卸売業、小売業、 娯楽、飲食サービス業	210	335	150	274	-	-	-	-	-	-	60	60	-	-
金融業、 保険業	279,647	268,391	-	-	3,581	2,799	-	-	-	-	276,066	265,592	-	-
不動産業、 物品賃貸業	260	260	260	260	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-
医療、福祉	393	478	393	478	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-
サービス業	491	506	471	485	-	-	-	-	-	-	20	20	-	-
国・地方 公共団体	57,331	48,643	6,198	6,490	51,050	42,092	-	-	-	-	83	60	-	-
個人	394,461	402,470	394,084	402,063	-	-	-	-	-	-	377	406	1,320	1,345
その他	10,601	12,492	-	-	-	-	-	-	1,858	2,914	8,743	9,577	-	-
合計	743,403	734,185	401,557	410,053	54,631	45,492	-	-	1,858	2,914	285,356	275,725	1,320	1,345

残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分	期間区分	期間の定め のないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	合 計
合 計	2014年度末	52,079	220,387	84,890	86,852	118,638	180,554	743,403
	2013年度末	48,703	210,041	93,800	75,615	122,986	183,038	734,185
貸出金等取引 (注1)	2014年度末	8,782	39,088	50,276	42,855	82,942	177,612	401,557
	2013年度末	9,553	40,185	50,860	42,629	83,785	183,038	410,053
債券	2014年度末	—	799	3,695	11,497	35,695	2,941	54,631
	2013年度末	—	800	3,304	2,187	39,200	—	45,492
店頭デリバティブ取引	2014年度末	—	—	—	—	—	—	—
	2013年度末	—	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付けとする 資産 (ファンド等)	2014年度末	1,858	—	—	—	—	—	1,858
	2013年度末	2,914	—	—	—	—	—	2,914
その他の資産等 (注2)	2014年度末	41,439	180,499	30,918	32,499	—	—	285,356
	2013年度末	36,235	169,055	39,635	30,798	—	—	275,725

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、未決済為替貸、前払費用、未収利息、出資金、株式、仮払金、有形・無形固定資産等です。
 3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 4. CVAリスク相当額は含まれておりません。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2014年度末	200	180	—	200	180
	2013年度末	233	200	—	233	200
個別貸倒引当金	2014年度末	342	320	19	323	320
	2013年度末	388	342	29	359	342
合 計	2014年度末	543	500	19	523	500
	2013年度末	622	543	29	593	543

用語の解説

●「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますので参照ください。

●「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますので参照ください。

③ 個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2014年度末	2013年度末	2014年度末	2013年度末	2014年度末	2013年度末	2014年度末	2013年度末	2014年度末	2013年度末	2014年度末	2013年度末
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	339	385	320	339	16	29	323	355	320	339	16	29
そ の 他	3	3	-	3	3	-	-	3	-	3	-	-
合 計	342	388	320	342	19	29	323	359	320	342	16	29

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2014年度末			2013年度末		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	51,125	15,800	66,925	42,149	18,499	60,648
10%	-	1	1	-	1	1
20%	3,588	259,764	263,352	2,603	247,244	249,847
35%	-	179,187	179,187	-	193,791	193,791
50%	-	188	188	602	236	838
75%	-	212,825	212,825	-	206,187	206,187
100%	-	16,283	16,283	-	17,786	17,786
150%	-	586	586	-	712	712
250%	-	3,332	3,332	201	3,461	3,662
1250%	-	708	708	-	708	708
その他	-	10	10	-	-	-
合 計	54,713	688,689	743,403	45,555	688,629	734,185

(注) 1. エクスポージャーの額は、個別貸倒引当金等の控除前の額です。信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイト区分で記載しています。

削減手法で0%控除した場合は、その控除額をウェイト区分の0%欄に記載しています。

2. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク相当額は含まれておりません。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。
 なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)

信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として、毎年度の事業計画及び金融環境等を踏まえた「リスク管理方針」を策定し、理事会で審議して決定しています。また、融資商品・制度に係る要領などや、審査・管理の向上に向けた研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

なお、信用リスクの管理状況や個別貸出案件の審査体制については、24ページの「個別リスクへの対応」の項に記載しております。
 貸倒引当金は、「資産査定規程類」及び「償却・引当基準」に基づき以下のとおり計上しています。

- 正常先債権及び要注意先債権 …… 一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- 破綻懸念先債権 ……………… 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- 破綻先債権及び実質破綻先債権 …… 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

4 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2014年度末	2013年度末	2014年度末	2013年度末	2014年度末	2013年度末	2014年度末	2013年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,519	1,622	260	260	-	-	-	-
ソブリン向けエクスポージャー	-	-	260	260	-	-	-	-
金融機関向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
事業法人等向けエクスポージャー	5	7	-	-	-	-	-	-
中小企業等・個人向けエクスポージャー	1,513	1,614	-	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞エクスポージャー	1	0	-	-	-	-	-	-

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 適格金融資産担保 ……………… 当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」として用いています。
- 保証 ……………… 当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社等に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。
- クレジット・デリバティブ …… クレジット・デリバティブの取り扱いはありません。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

	2014年度末			2013年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額 (A)	-	-	-	-	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	-	-	-	-	-	-
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	-	-	-	-	-	-
ネットिंगによる与信相当額の削減額 (D)	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	-	-	-	-	-	-
外国為替関連取引	-	/	-	-	/	-
金利関連取引	-	/	-	-	/	-
金関連取引	-	/	-	-	/	-
株式関連取引	-	/	-	-	/	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	/	-	-	/	-
その他コモディティ関連取引	-	/	-	-	/	-
クレジット・デリバティブ取引	-	/	-	-	/	-
担保の額 (F)	-	-	-	-	-	-
現金・自金庫預金	-	-	-	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F) (G)	-	-	-	-	-	-

(注) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、以下の派生商品取引を利用することとしています。

- 金利スワップ取引…………… 固定金利選択型住宅ローンの取り扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用します。
- キャップ取引…………… キャップローン(上限金利付住宅ローン)の取り扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用します。

派生商品取引の与信限度枠は「ヘッジ取引要領」で定めています。与信相当額が与信限度枠に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。そのため、担保による保全は行っておりません。また、リスク資本の割当についても行っておりません。

引当金の算定については、「償却・引当基準」に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取り扱いはありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

① オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

原資産の合計額等

(単位:百万円)

	原資産の額	
	2014年度末	2013年度末
資産譲渡型証券化取引	6,696	8,326
カードローン	—	—
住宅ローン	6,696	8,326
自動車ローン	—	—
合成型証券化取引	—	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
合計	6,696	8,326

3カ月以上延滞エクスポージャーの額等

(原資産を構成するエクスポージャーに限る)

(単位:百万円)

	2014年度末	2013年度末
3カ月以上延滞エクスポージャーの額	—	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
デフォルトしたエクスポージャーの額	—	—
当期の損失	—	—
カードローン	—	—
当期の損失	—	—
住宅ローン	—	—
当期の損失	—	—
自動車ローン	—	—
当期の損失	—	—

保有する証券化エクスポージャーの額

及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2014年度末		2013年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	2,872	—	2,872	—
カードローン	—	—	—	—
住宅ローン	2,872	—	2,872	—
自動車ローン	—	—	—	—

(注) 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2014年度末		2013年度末		2014年度末		2013年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	2,164	—	2,164	—	86	—	86	—
1250%	708	—	708	—	354	—	354	—
カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅ローン	708	—	708	—	354	—	354	—
自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2014年度末	2013年度末
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	12	34
カードローン	—	—
住宅ローン	12	34
自動車ローン	—	—

早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当がありません

当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当がありません

証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当がありません

証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2014年度末	2013年度末
証券化取引を目的として保有している資産の額	—	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

保有する証券化エクスポージャーの額
及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

	2014年度末		2013年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-
住宅ローン	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-

（注）再証券化エクスポージャーは保有していません。

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分
ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2014年度末		2013年度末		2014年度末		2013年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-

- （注）1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%
 2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
 3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

証券化エクスポージャーに関する
リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、「オリジネーター」として証券化取引を行っています。また、「投資家」として証券化取引を行うことがあります。

「オリジネーター」としての証券化取引は、保有する貸付債権の金利リスクを軽減することを目的としており、ALM委員会においてスキーム等を検討し、経営会議・理事会の承認のもとに実施しています。

また、「投資家」としては、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入することがあります。リスクを限定するために、半期ごとに策定する「資金運用方針」と毎月開催するALM委員会及び資金運用委員会で確認した月次計画に基づいて対象商品、購入額を決定しています。購入した証券化商品や期中の運用状況については理事会等に定期的に報告しています。

これらの証券化取引の状況については、裏付けとなる資産の状況、時価、及び適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

証券化エクスポージャーについて、
信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

証券化取引に関する会計方針

○オリジネーターの場合

当金庫では、証券化取引を貸付債権の売却による資金調達として会計上認識しております。また、貸付債権の譲渡は受渡日基準で認識しております。

なお、当金庫の内部規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、処理するよう努めています。

○投資家の場合

当金庫の内部規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとの
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）

7 出資等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2014年度末		2013年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,269	3,269	3,958	3,958
非上場株式等	92	-	92	-
その他	5,900	-	5,900	-
合計	9,262	3,269	9,950	3,958

(注) 1. 貸借対象表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「上場株式等」の区分には、上場投資信託 (ETF) を含んでいます。
3. 「その他」には、労働金庫連合会出資金を計上しています。

② 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2014年度末	2013年度末
売却益	523	309
売却損	74	-
償却	-	-

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2014年度末	2013年度末
評価損益	1,397	1,029

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2014年度末	2013年度末
評価損益	-	-

出資等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、労働金庫の中央金融機関 (労働金庫連合会) 等への出資の他に、経営体力に見合った限度内で株式等 (上場投資信託を含む) を保有することにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

株式等の投資対象や投資金額については、半期ごとに策定する「資金運用方針」で設定しており、「資金運用方針」は ALM 委員会及び資金運用委員会で協議し、理事会の承認を受けています。

保有する株式等については、日々時価を把握し、リスク量を VaR (バリュー・アット・リスク) により計測して、価格変動リスクが経営体力に比して過大とならないように努めています。

子会社株式及び関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

会計処理については、当金庫の内部規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理しています。

8 金利リスクに関する事項

金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 (金利リスク量)

(単位:百万円)

運用勘定	金利リスク量		調達勘定	金利リスク量	
	2014年度末	2013年度末		2014年度末	2013年度末
貸出金	6,798	9,022	預金積金	6,794	8,903
有価証券	1,714	1,745	その他	0	0
預け金	406	691	調達計 (B)	6,794	8,903
その他	147	229			
運用計 (A)	9,067	11,689			
金融派生商品 (金利受取サイド) (C)	-	-	金融派生商品 (金利支払サイド) (D)	-	-
金利リスク量計 (A) + (C) - (B) - (D)	2,273	2,786			

(注) 上記金利リスクは、科目毎に計算した VaR (バリュー・アット・リスク) の値から算出しています。



金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- ① 「リスク管理方針」、「リスク管理規程」等に基づき、定期的にVaR（バリュー・アット・リスク）を計測することにより、金利リスクを把握しています。
- ② 計測結果及び今後の対応について、定期的にリスク管理委員会、ALM 委員会へ報告し、協議しています。また、理事会に対しても定期的に報告しています。

金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当金庫では、統合的リスク管理の観点からVaR（バリュー・アット・リスク）という統計的手法により金利リスク量を算定しています。なお、VaR算定方法の概要は以下のとおりです。

- ① 市場金利等の過去の値動きから、将来、一定の確率で生じ得るこれらの値動き（以下、変化量という）を推測します。また、各年限間の金利の相関関係（係数）を推測します。なお、変化量を推測するための観測期間は240日（営業日ベース）としています。
- ② 上記①で算出された変化量や相関係数を、当金庫のポートフォリオに当てはめ、一定期間に生じ得るポートフォリオの現在価値減少額を計測します。
※金利リスク量算定にあたり期限前解約及び期限前弁済は考慮していません。
※要求払預金のうちコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金）については、内部モデルにて金利リスク量を算定しています。
- ③ 一定の確率は、1%（信頼水準99%）としています。また、一定期間（保有期間）は、有価証券は資金運用計画の策定サイクル等を勘案して120日（約6カ月）とし、有価証券以外の預金・貸出金・預け金等は流動性等を考慮して240日（約1年）としています。
- ④ 金利リスク量の計測について、有価証券は日次で、有価証券以外の預金・貸出金・預け金等は月次で行っています。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定するリスク管理方針のなかで上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理態勢、手続き等の基本事項を定めた「リスク管理規程」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署であるリスク管理部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況及びその後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、重要事項については経営会議及び理事会に報告することとしています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

資産内容の開示

■ リスク管理債権（破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額）

2014年度末のリスク管理債権合計は36億99百万円で、貸出金残高4,011億70百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.92% となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が2億51百万円、「延滞債権」が27億26百万円、「3カ月以上延滞債権」が2億48百万円、「貸出条件緩和債権」が4億73百万円となっています。

リスク管理債権合計36億99百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が33億31百万円となっています。また、「貸倒引当金」を4億3百万円引き当てています。その結果、保全額は37億34百万円となり、リスク管理債権合計の100% をカバーしています。

（単位：百万円）

区 分	2014年度末	2013年度末
リスク管理債権 合計 (A)	3,699	3,836
破綻先債権	251	223
延滞債権	2,726	2,801
3カ月以上延滞債権	248	311
貸出条件緩和債権	473	499
保全額 (B)	3,734	3,855
担保・保証等による回収見込み額	3,331	3,428
貸倒引当金	403	426
保全率 (B) / (A) (%)	100%	100%
貸出金残高 (C)	401,170	409,581
リスク管理債権比率 (A) / (C) (%)	0.92%	0.93%

- (注) 1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 単位未満は切り捨てしています。
3. 保全率は100% を上限として表示しています。

用語の解説

● 「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

● 「破綻先債権」とは

借り手の倒産（個人の場合には、自己破産も）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

● 「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

● 「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金又は利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

● 「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建又は支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取り決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

● 「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

● 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。なお、引当基準については、貸借対照表に注記（55ページ）していますのでご参照ください。

■ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2014年度末の金融再生法上の不良債権合計額は37億0百万円で、総与信額4,019億38百万円に占める割合（不良債権比率）は0.92%となっています。

不良債権の内訳は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が15億15百万円、「危険債権」が14億63百万円、「要管理債権」が7億23百万円となっています。

不良債権合計額37億0百万円に対して、担保・保証による回収見込み額が33億32百万円となっています。また、「貸倒引当金」を4億4百万円引き当てています。その結果、保全額は37億35百万円となり、不良債権合計額の100%をカバーしています。

(単位：百万円)

区 分	2014年度末	2013年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	3,700	3,837
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,515	1,591
危険債権	1,463	1,434
要管理債権	723	811
保全額 (B)	3,735	3,856
担保・保証等による回収見込み額	3,332	3,429
貸倒引当金	404	426
保全率 (B) / (A) (%)	100%	100%
正常債権 (C)	398,238	406,626
合計 (D) = (A) + (C)	401,938	410,463
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D) (%)	0.92%	0.93%

- (注) 1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
 2. 単位未満四捨五入しています。
 3. 保全率は100%を上限として表示しています。

用語の解説

● 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

● 「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態・経営成績が悪化して、契約に従った債権の元本の回収と利息の受け取りができない可能性が高い債権のことです。

● 「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3か月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

● 「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金・積金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

● 「貸倒引当金」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」に対して計上している個別貸倒引当金と一般貸倒引当金の合計額のことです。将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

● 「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

■ 資産査定に係る各種基準の比較と償却・引当基準

当金庫の「資産査定の債務者区分」、「償却・引当基準」、「金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」、「労働金庫法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると、以下のとおりとなります。

資産査定の債務者区分		ろうきんの償却・引当基準				
区分単位	債務者単位	区分単位	債務者単位			
対象債権	総与信（償却前）	対象債権	債権（貸出金及び貸出金未収利息）			
定義	北陸労働金庫の資産査定規程類	定義	処理基準：北陸労働金庫の資産査定規程類			
債務者区分		債務者区分	分類*	要償却・引当額の概要		
破綻先 258	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。	97	
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。		
			非・Ⅱ分類			
実質破綻先 1,272	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。	197	
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。		
			非・Ⅱ分類			
破綻懸念先 1,463	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	破綻懸念先	Ⅲ分類	予想損失額を個別貸倒引当金に繰り入れる。	42	
			非・Ⅱ分類			
要注意先 4,768	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者	要注意先	要管理債権	Ⅱ分類	予想損失率により一般貸倒引当金に繰り入れる。	83
				非分類		
			要管理債権以外（注1）	Ⅱ分類	同上	51
				非分類		
正常先 387,990	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	正常先	非分類	同上	39	
その他 6,200	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権	その他	-	引当は行わない。		

*「分類」とは

債務者区分	正常先	要注意先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
分類	非分類	全ての債権額	優良保証、優良担保の処分可能見込額	同左	同左
	Ⅱ分類		優良保証、優良担保の処分可能見込額で保全されていない部分	一般保証の回収可能額、一般担保の処分可能見込額など	同左
	Ⅲ分類			Ⅱ分類以外の部分	担保評価額と処分可能見込額との差額
	Ⅳ分類				上記分類以外の回収見込のない部分

※「破綻先」のⅡ分類には、民事再生計画認可決定で切捨債権が発生する場合の「計画による返済予定額」、同Ⅳ分類には「切捨債権額」も該当する。

(単位:百万円)

債権の区分 (金融再生法に基づく報告・公表)		リスク管理債権の区分 (労金法に基づく開示)	
区分単位	債務者単位	区分単位	債権単位
対象債権	総与信 (ただし要管理債権は貸出金のみ)	対象債権	貸出金
定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条	定義	労働金庫法施行規則第114条
債権区分		債権区分	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立てを行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
1,515		251	
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権	延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
1,463		2,726	
要管理債権 (債権単位)	3カ月以上延滞債権	3カ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金 (破綻先債権、延滞債権を除く)
	貸出条件緩和債権	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 (破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く)
249	元金または利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金	248	
474	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金	473	
正常債権 (注2)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権		
398,238			

(注1) 要管理先のうち、3カ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。

(注2) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権 (未収利息等) については、正常債権に含まれます。

※金融再生法については、単位未満四捨五入で記載し、資産査定及びリスク管理債権については、単位未満切り捨てで記載しています。

